

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。
平成30年度北上市一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況は次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) **7億3,258万円**

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)を充当した社会保障施策に要した経費 **68億1,214万円**

<内訳>

(単位:万円)

事業名		経費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国県支出金	市債	その他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他
社会福祉	障がい者介護給付費等支援事業	156,644	117,265			16,000	23,379
	障がい者相談支援事業	3,471	1,713			1,000	758
	要援護老人ホーム措置事業	13,180			1,705	4,000	7,475
	国民健康保険特別会計繰出金	55,549	31,410			11,000	13,139
	介護保険特別会計繰出金	103,586	896			6,258	96,432
	保育園保育実施事業	109,094	55,297		21,402	14,000	18,394
	児童手当等給付事業	149,523	126,972			10,000	12,551
	施設型給付費等負担金	24,161	13,798			3,000	7,363
	地域型給付費等負担金	59,718	42,906			5,000	11,812
	小学校就学援助事業	2,584	215			1,000	1,369
	中学校就学援助事業	2,411	130			1,000	1,281
	小 計	679,920	390,601		23,107	72,258	193,955
保健衛生	乳幼児集団健康診査事業	1,294				1,000	294
	小 計	1,294				1,000	294
合 計		681,214	390,601		23,107	73,258	194,249